

### ● 邦人の資産隠しの調査強化へ

10月15日の日経新聞朝刊は「邦人の資産隠し調査、国税庁、海外口座40万件情報入手」と題する記事を掲載した。日本では平成24年(2012年)度税制改正より、平成25年(2013年)分の申告納税から、国外に5千万円超の財産を持つ場合、納税者本人が「国外財産調書」の提出を義務付けられることになっている。具体的には、不動産の所在地、預金の預入機関、有価証券の取扱い金融商品取引業者等とともにそれらの時価を申告しなければならず、違反すると1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられる。

日経新聞に依れば本制度に基づく、平成28年(2016年)における「国外財産調書」の提出は約9千件にとどまっているが、このほど経済協力開発機構(OECD)が策定したCRS(Common Reporting Standard=共通報告基準)と呼ばれる仕組みを使い、各国の税務当局が、自国の金融機関に、外国に住む非居住者の口座情報を報告させ、年1回、参加国50か国間でこれらの情報を交換することにより、日本の税務当局も、海外の金融機関にある日本人の口座情報約40万件を入手したという。今後国境をまたぐ資産隠しなどの発見・解明に活用される。